

エーザイ豊友会 関西支部会則

(名称)

第1条 本会は、エーザイ豊友会 関西支部（以下「本会」という）と称する

(目的)

第2条 本会は、次の目的をもち互いの発展を期する

- (1) エーザイ豊友会 関西支部会員（以下「会員」という）の親睦と相互扶助
- (2) エーザイ株式会社と密接な関係をもち、その社員との親睦をはかる

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ豊友会会員本人が入会を希望した者とする

(入会)

第4条 本会に入会する者は所定の手続きを経て、連絡費として、支部入会金を納める

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く

- | | | |
|----------|-----|----------------------------|
| (1) 支部長 | 1名 | 現支部長の推薦を受け理事会で承認された者 |
| (2) 副支部長 | 若干名 | 支部長から推薦され、理事会で承認された者 |
| (3) 理事 | 若干名 | 豊友会関西支部理事の推薦を受け、理事会で承認された者 |
| (4) 監事 | 1名 | 本条(3)項に準ずる |
| (5) 事務局長 | 1名 | 支部長が推薦し理事会にて承認された者 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする

- (1) 支部長は本会を代表する
- (2) 副支部長は支部長を補佐する
- (3) 理事は理事会の構成員として、会運営に必要な事項決定協議に参画する
- (4) 監事は本会の運営状況を監査し、問題あるときは、その都度理事会の招集を要求することが出来る
- (5) 事務局長は支部長の指示を受け理事会を招集し、本会をまとめる

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は4月1日より2年とし、再任はさまたげない。欠員が生じた時は、速やかに後任の選出を行う

(会議)

第8条 本会は次の会議をもつ

- (1) 三役会 理事会の議題を事前に検討する
- (2) 理事会 会運営に必要な事項を決定する。必要に応じ開催する
- (3) 総会 年1回
(総会内容) ① 前年度決算・本年度予算案
② 役員の変更・同好会活動状況報告
③ その他

(事業)

第9条 第2条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 会員親睦会
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 同好趣味の会等の開催
- (4) その他、理事会で決定した事業

(運営)

第10条 本会の運営は、入会金、豊友会交付金、臨時会費をもってこれにあてる。なお、運営に関する費用の改訂は理事会で決定する。

- (1) 支部入会金
- (2) 豊友会交付金
- (3) 臨時会費：会員親睦会など開催時、必要額を出席者から徴収

(退会)

第11条 次の場合は退会とする

会員の死去ならびに会員の退会希望の申し出によるものとする

(事務局の設置)

第12条 事務局は、次に置く

〒531-6032

大阪市北区大淀中1丁目1番88号3200 梅田スカイビルタワーイースト32階
エーザイ株式会社 大阪コミュニケーションオフィス内

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする

(会則の改定)

第14条 本会則の改訂は理事会の決定による

(実施)

第15条 平成7年10月1日より仮実施し、平成8年4月1日以降を本実施とする

以上

会則改訂

平成10年4月1日 改訂

- ・ 第7条 : 10月1日を4月1日に改訂
- ・ 第8条(2)項: 11月を4 or 5月に改訂
- ・ 第13条: 毎年10月1日から翌年の9月30日を毎年4月1日から翌年の3月31日に改訂

平成12年4月1日 改訂

- ・ 第12条: 事務局所在の名称変更
エーザイ(株)大阪支店をエーザイ(株)関西サポートセンターに改訂

平成13年4月1日 改訂

- ・ 第4条: 「連絡費として」を挿入

平成15年4月1日 改訂

- ・ 第3条・第4条(2)項: 削除
- ・ 第12条: 事務局所在の名称変更
エーザイ(株)関西サポートセンターをエーザイ(株)関西北陸サポートセンターに改訂

平成18年4月1日改訂

- ・ 第12条: 事務局所在の名称変更、担当者名削除
エーザイ(株)関西北陸サポートセンター内をエーザイ(株)医薬事業部 西日本サポートセンター内に改訂。

平成20年8月27日改訂

- ・ 第1条(1)項: 削除
- ・ 第8条(2)項: (総会内容)の①、②、③の追加

平成23年12月8日改訂

- ・ 第12条: 事務局所在の住所表示修整と名称変更
エーザイ(株)医薬事業部 西日本サポートセンター内をエーザイ(株)大阪コミュニケーションオフィス内に改訂

平成26年9月16日改訂

- ・ 第12条: 事務局所在の住所表示修整

平成30年3月2日改訂

- ・ 第10条: (運営費)を(運営)に改訂

平成31年3月1日改訂

- ・ 第8条: (1)に三役会 理事会の議題を事前に検討するを追加 以降を(2)(3)
(2)理事会 会運営に必要な事項を決定する。必要に応じ開催する
- ・ 第9条: (事業)(2)項の・発行を削除 (3)項の会報の発行を削除
以降を(3)(4)(5)
- ・ 第10条: (運営)・・・なお、運営費を・・・なお、運営に関する費用に改訂
- ・ 第12条: (事務局の設置) TEL、FAXを削除

令和6年4月18日改訂

- ・ 第9条: (事業)(4)項を削除し(5)項を(4)に変更
細則の第9条 (5)イ. 会員が死亡したときは、支部より香典(1万円)を供する。
を削除に伴う改訂 以上